

随意契約理由

令和 7 年(2025 年)9 月 29 日

契 約 担 当 課 名	福祉部 福祉事務所
契 約 名 称	生活保護システム改修業務委託 (令和 7 年度生活扶助基準の見直し対応)
契 約 内 容	生活扶助基準の見直しに伴うシステム改修
契 約 締 結 日 及 び 契 約 期 間	契約締結日：令和 7 年（2025 年）9 月 29 日 契約期間：令和 7 年（2025 年）9 月 29 日から 令和 8 年（2026 年）3 月 31 日まで
契 約 の 相 手 方 (所在地・名称)	大阪府大阪市北区大深町 5－5 4 富士通 Japan 株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部（大阪）
契 約 金 額	5, 500, 000 円（うち消費税及び地方消費税の額 500, 000 円）
随 意 契 約 理 由	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第1項第 2 号に該当) 本業務は、令和 7 年 1 0 月に実施される生活扶助基準の見直しに対応するためシステム改修を行うものです。 生活保護システムは、独自開発に要するコスト及び時間を省くため富士通 J a p a n 株式会社のパッケージソフトを採用しており、改修にあたっては、開発業者しか有しない知識や情報が必要になることから、他社では業務を受託することができません。 以上のことから、ソフトウェア開発業者である富士通 J a p a n 株式会社関西・中部公共ビジネス統括部（大阪）と地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号により、随意契約の締結を行うものです。